

万一の事態について考えてほしい 備えてほしい 安来市国民保護計画を策定しました

国民保護計画って

どんなもの？

『武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律』いわゆる国民保護法の施行を受け、安来市でも同法に基づき『安来市国民保護計画』を策定しました。

「武力攻撃事態」というのは、平和な日常においては分かりにくい話です。分かりやすく言えば、爆発物などによるテロ災害・他国の特殊部隊による攻撃が発生した状態であり、万一このようなことが起きた場合、行政では住民の皆さんが混乱せず行動ができるよう国・県と市が連携し計画に基づく情報伝達や避難の指示・誘導などを行います。

国民保護計画の主な内容

▽平素からの備えや予防

●国民保護措置に必要な組織体制を構築します。

●警報・避難情報などを迅速・的確に伝える体制を市および関係機関との間に整備します。

●避難経路や手段、市職員等の配置等を記載した避難実施要領を策定します。

●非常時の備蓄物資の確保およびライフラインなどの施設・設備の整備点検を行います。

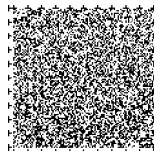
▽武力攻撃事態・緊急対処事態等への対処

●危機事象の発生を確認した際は速やかに危機管理対策室・国民保護対策本部を設置し、関係機関相互の連

でその計画が認められ、それをもとに「安来市国民保護計画」を策定しました。ここでは、外国からの武力攻撃や大規模なテロなどが発生した場合、国・県と連携し住民の皆さんを迅速かつ的確に保護できるように定めた本計画の概要についてお知らせします。

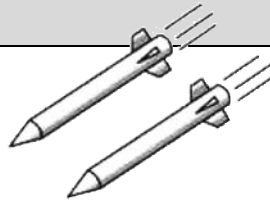
国民保護法とは

正式名称は『武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律』で、平成16年9月に施行。国民の生命や身体、財産を武力攻撃や大規模テロなどから保護するための国や地方公共団体などの役割を「避難」「救援」「武力攻撃事態等に伴う被害の最小化」の三つの柱として定めています。



武力攻撃等で想定する事態

	想定例
武力攻撃事態 (外国からの攻撃)	・着上陸侵攻、ゲリラ・特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃。
緊急処理事態 (大規模テロ)	・多数の人を殺傷する特性を有する物質等(炭疽菌、マスタードガス、サリンなど)による攻撃が行われる事態。 ・破壊の手段として交通機関を用いた攻撃(ハイジャックした航空機による自爆テロなど)が行われる事態。

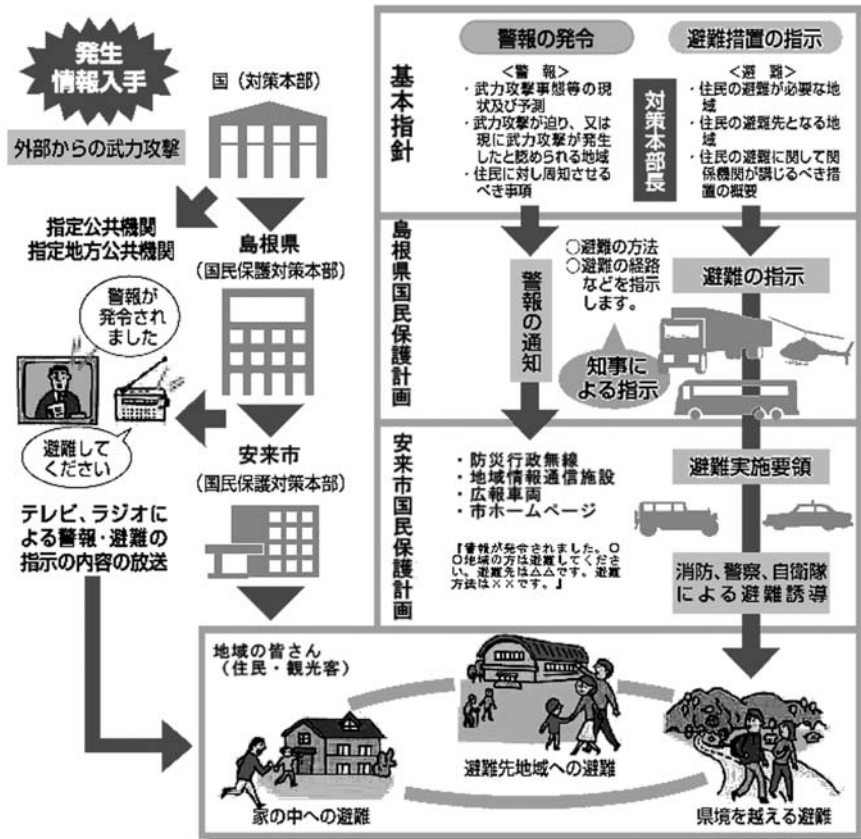


市では平成18年8月と平成19年2月、安来市国民保護協議会を開催し、市の国民保護計画の内容の検討を行いました。そして平成19年3月に行った県知事協議

●避難所での生活必需品・医療器材・学用品供与などの救援活動、安否情報収集活動を行います。

●避難実施要領に基づき警報・避難情報の伝達を行うとともに、災害時要援護者・残留者への対応などを的確に行います。

●住民の危険を防止するために必要と認めるときは、市の判断に基づき、退避指示や警戒区域の設定を行い被害の最小化に努めます。



皆さんの自発的な活動
協力をお願いします
万一、武力攻撃や大規模テロが発生した場合は、皆さんの地域ぐるみでの助け合い・ご協力が不可欠です。市から協力を求める際は、皆さんの安全の確保に十分配慮します。

ご支援をお願いします

- 避難住民の誘導への協力
- 避難住民の救援等への協力
- 消火作業・負傷者の搬送、救助等への協力
- 保健衛生の確保への協力

国・都道府県・市町村が協力して対処	
生活関連等施設（原子力事業所、ダム、鉄道施設など）の安全の確保、警備の強化、立入制限などを行います。	
危険物、毒物、劇物、高圧ガスなどの取扱所での製造等の禁止・制限などを行います。	
警戒区域の設定を行います。区域内への立入制限及び禁止、退去命令を行います。	
消火、救急及び救助の活動を行います。	

概要をまとめた冊子を
ホームページで公開中
市の計画概要をまとめた
ダイジェスト版をホーム
ページで公開していますの
でご覧ください。
国民保護計画への、市民
の皆さんからの一層のご理
解・ご協力をお願いします。

● 問い合わせ
安来市消防本部防災課
TEL 22-0119

国民保護計画の詳しい情報は内閣府 HP <http://www.kokuminhogo.go.jp/>

